

登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部改正について

平成21年2月
海事局海技課

I. 背景

第169回国会における海上運送法等改正によるトン数標準税制の導入に伴い、今後、国及び外航海運業界を始めとした関係者の取組により、外航日本船舶の隻数の増加が見込まれている。こうした中で、外航日本船舶の計画的増加の妨げとならないよう、日本人船員の育成・確保を図るとともに、日本船舶において船舶職員の職務を行うのに必要な知識・能力を有する外国人船員（承認船員）の確保が求められている。

このため、承認船員制度等の利便性の向上を図るための措置について、昨年8月から「承認船員制度等の在り方に関する検討会」を開催し、11月に報告がなされたところであり、同報告における提言を踏まえ、所要の改正を行うこととする。

II. 概要

1. 海技免許講習における受講科目の省略（別表第1関係）

外国人船員が通信の職務を行おうとする場合、日本の海技士（電子通信）に係る海技試験を受験し、海技免許を取得する必要がある。当該免許取得の際には海技免許講習（救命・消火）を受講する必要があるが、締約国資格証明書を受有する者のうち、当該締約国において既に当該講習の内容と同様の科目を履修している者が相当数見受けられている。

このため、締約国資格証明書を受有する者であって、当該締約国において既に海技免許講習の必要履修科目の講習の内容に相当する教育を受けたものと認められる場合、当該教育において履修したものを必要履修科目の講習の内容から減ずることができることとする。

2. その他

その他所要の改正を行うこととする。

III. スケジュール（予定）

公 布 平成21年3月下旬
施 行 平成21年4月1日